

「津市子ども・子育て支援事業計画」について

1 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、国が定めた基本指針（地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即して策定する。

2 計画期間

- 第 1 期：平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間
- 第 2 期：令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

3 内容

第 2 期津市子ども・子育て支援事業計画 参照

4 次期津市子ども・子育て支援事業計画に向けて

(1) 新たに「地域子ども・子育て支援事業」として、次の事業が位置付けられる

(現行) 13 事業			(新規)
・ 妊婦健康診査事業			・ 子育て世帯訪問支援事業
・ 地域子育て支援拠点事業			・ 児童育成支援拠点事業
・ 一時預かり事業			・ 親子関係形成支援事業
・ 病児保育事業			・ こども家庭センター
・ 子育て援助活動支援事業			➡事業計画に盛り込む必要あり
・ 放課後児童健全育成事業 など			

(2) こども基本法施行（施行日：令和 5 年 4 月 1 日）による地方公共団体への影響

こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。同法においては、次のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある。

【第 5 条】地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第 10 条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする

計画は、既存の各法令（※）に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能

- ※子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する「市町村計画」
- その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（子ども・子育て支援事業計画など）

【第 11 条】こども等の意見の反映

地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNS を活用した意見聴取等）を講ずるものとする

▶ 次期計画は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定ではなく、「こども計画」を基本とし、当該計画と一体的に策定が可能な計画を含めた計画策定の検討が必要となる。